定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

エヌ・シー・ジャパン株式会社

代表取締役　朴　成**峻**

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月二十一日

東京都中央区新川二丁目二一番一八号

株式会社エセム・ジャパン

代表取締役　バレンド・バーレンセ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアニータ・ライ・ワン・リー・キャンベルが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十一日

東京都港区南青山七丁目六番一五号

ベスト・ウィンザー・リミテッド

日本における代表者

アニータ・ライ・ワン・リー・キャンベル

限定承認公告

本籍埼玉県川口市朝日五丁目一三番、最後の住所埼玉県川口市大字小谷場二〇八番地の五

被相続人　亡　渡邉　恵子

右被相続人は平成二十二年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月八日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。右期間内にお申し出をして下さい。

平成二十三年四月二十一日

埼玉県川口市小谷場二〇八番地の五

相続財産管理人　渡邉　恒次

限定承認公告

本籍千葉県鴨川市江見青木三〇九番地、最後の住所千葉県鴨川市江見青木二四二番地の四

被相続人　亡　川名　久義

右被相続人は平成二十二年六月三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十二日千葉家庭裁判所館山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

千葉県鴨川市江見青木二四八番地五

相続財産管理人　川名　節子

限定承認公告

本籍東京都港区芝二丁目二〇番地、最後の住所東京都港区芝三丁目二六番一〇号ハイツ猿田三〇二

被相続人　亡　飯塚　俊夫

右被相続人は平成二十二年九月六日死亡し、その相続人は平成二十三年四月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

東京都港区三田二丁目八番二〇―一〇一号

相続財産管理人　飯塚　孝子

限定承認公告

本籍佐賀県佐賀市神野東三丁目二一三九番地、最後の住所佐賀県佐賀市久保田町大字新田一〇五三番地二

被相続人　亡　橋本　達明

右被相続人は平成二十二年十一月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十一日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

福岡市東区和白丘四丁目二三番一六号竜化ハイツ二〇二号

相続財産管理人　金　志群

訂正公告

平成二十三年四月十二日（号外第七十七号）掲載の型式適合認定に関する公示中、太陽工業株式会社「型08Adbe0010031」とあるのは「型08Adae0010031」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年四月二十一日

社団法人日本膜構造協会

会長　石井　一夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五二二	一	一七～一五（終りから）	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額
五三四	一	一五～一三（終りから）	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額
五四〇	一	六～四（終りから）	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額
五五七	一	二〇～一八	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額
五八二	一	一三～一一	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額	払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）財務省・国土交通省告示第二号（独立行政法人奄美群島振興開発基金が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）の一部を改正する件（原稿誤り）

同日（同号外）公布国土交通省令第五十五号（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）（原稿誤り）

二〇三二～三　払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）公布財務省・国土交通省令第六号（独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

六五三　一九～一八（終りから）　譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）国土交通省告示第千四百九号（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）

七七四　一九～二〇（終りから）　譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）国土交通省告示第千四百十三号（独立行政法人自動車事故対策機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）

七八三　二〇～一八（終りから）　譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）国土交通省告示第千四百十五号（独立行政法人空港周辺整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）

七九一　一二～一四（終りから）　譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）国土交通省告示第千四百十七号（独立行政法人海上災害防止センターが民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）

七九二　六～四（終りから）　譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）国土交通省告示第千四百十九号（独立行政法人都市再生機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）

七九四　二〇～一八（終りから）　譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

同日（同号外）国土交通省告示第千四百二十一号（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）

八〇二　一九～一八（終りから）　譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十一日付第八五号九
二十九日付衆会第一二号三

六ページ●同日付政府調達第七五号六四ページ●三月
二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）